

昭和三十二年法律第六百六十四号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

目次

第一編 第一章 総則	(第一条・第二条)
第二章 生活衛生同業組合	
第一節 通則	(第三条・第七条)
第二節 事業	(第八条・第十四条の十二)
第三節 組合員	(第十五条・第二十一条の五)
第四節 設立	(第二十二条・第二十七条)
第五節 管理	(第二十八条・第四十九条の七)
第六節 解散及び清算	(第五十条・第五十二条の二)
第七節 監督	(第五十二条の二・第五十二条の三)
第五節の二 移行	(第四十九条の八・第四十九条の九)
第六節	解散及び清算(第五十条・第五十二条の二)
第七節	監督(第五十二条の二・第五十二条の三)
第二章の一 生活衛生同業小組合	(第五十二条の四・第五十二条の十一)
第三章 生活衛生同業組合連合会	(第五十三条の四・第五十二条の十一)
第三章の一 振興指針及び振興計画	(第五十六条)
第三章の二 振興指針及び振興計画	(第五十六条)
第四章 料金等の規制措置	(第五十六条の六・第五十七条の二)
第四章の二 都道府県生活衛生営業指導センター	(第五十七条の二)
第四章の三 全国生活衛生営業指導センター	(第五十七条の三)
第四章の四 標準営業約款	(第五十七条の十二・第五十七条の十八)
第一章 総則	(第五十七条の十五)
第五章 審議会等	(第五十八条・第五十九条)
第六章 雜則	(第六十条・第六十五条)
第七章 罰則	(第六十五条の二・第七十一条)
附則	(目的)
第一章 総則	(法人格及び住所)
第四条	組合は、法人とする。
第五条	組合は、次の要件を備えなければならぬ い。 (原則)

第一条	この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動
第二条	競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。
第三条	(適用営業及び営業者の定義)
第四条	(第二条) この法律は、次に掲げる営業につき適用する。 一 飲食店、喫茶店、食肉の販売又は氷雪の販売に係る営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の許可を受けて営むもの又は同法第五十七条第一項の規定による届出をして営むもの。
第五条	(第二条) この法律は、次に掲げる営業につき適用する。 一 飲食店、喫茶店、食肉の販売又は氷雪の販売に係る営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の許可を受けて営むもの又は同法第五十七条第一項の規定による届出をして営むもの。
第六条	(地区) 組合は、都道府県ごとに一箇とし、その地区は、都道府県の区域による。
第七条	(登記) 組合は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、解散、清算人の就任、清算の結了等の各場合に、登記をしなければならない。
第八条	(事業) 組合は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。 一 当該業種における過度の競争により、組合員が適正な衛生措置を講ずることが阻害され若しくは阻害されるおそれがあり、又は組合員の當業の健全な経営が阻害され若しくは阻害されるおそれがある場合における料金又は販売価格の制限 二 政令で定める業種につき、前号に規定する事態が存する場合における営業方法の制限 三 政令で定める業種につき、第一号に規定する事態が存する場合における営業施設の配置の基準の設定 四 組合員に対する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化に関する指導 五 組合員の営業に関する食品等の規格又は基準に関する検査 六 組合員に対する共同施設
第九条	(事業者台帳の作成) 組合は、その組合の組合員たる資格を有する者について、厚生労働省令で定める事項を記載した事業者台帳の作成に努めなければならない。 (適正化規程の認可) 組合は、第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事業を行おうとするときは、適正化規程(制限)の内容及び実施期間その他その制限の実施に関する定めを以て、以下同じ。」を定めなければならない。
第十条	(適正化規程) 組合は、第五十四条第一号に規定する適正化規程は、第五十四条第一号に規定する他の経費の水準等を勘案して定めるものとする。

第一条	この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動
第二条	二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができる。 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができる。
第三条	三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。 (地区) 組合は、都道府県ごとに一箇とし、その地区は、都道府県の区域による。
第四条	四 営利を目的としないこと。 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができる。
第五条	三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。 (地区) 組合は、都道府県ごとに一箇とし、その地区は、都道府県の区域による。
第六条	四 営利を目的としないこと。 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができる。
第七条	五 組合員に出资をさせない組合(以下「非出資組合」という。)は、前項の規定にかかるらず、同項第六号、第七号又は第十号に掲げる事業を行なうことができない。
第八条	六 組合員に出资をさせない組合(以下「非出資組合」という。)は、前項の規定にかかるらず、同項第六号、第七号又は第十号に掲げる事業を行なうことができない。
第九条	七 組合員に出资をさせない組合(以下「非出資組合」という。)は、前項の規定にかかるらず、同項第六号、第七号又は第十号に掲げる事業を行なうことができない。
第十条	八 組合員の共済に関する事業 九 組合員の福利厚生に関する事業 十 組合員の共済に関する事業

(組合協約に関するあつせん及び調停)

第十四条の十二 組合の代表者が前条第一項又は第三項の申出をした場合において、その交渉の当事者の双方又は一方から申出があつたときは、厚生労働大臣は、第八条第一項第一号に規定する事態を克服するため、又は経済取引の公正を確保するため特に必要があると認めるときは、速やかに、当該組合協約の締結に関するあつせん又は調停を行うものとする。

厚生労働大臣は、前項の規定により調停を行う場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、当該調停案を理由を付して公表することができる。

第三節 組合員

(資格)

組合の組合員たる資格を有する者は、その地区において当該業種に属する営業を営む者で定款で定めるものとする。(加入の自由)

第十五条 組合員たる資格を有する者が組合に入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつければならない。(出資)

第十六条の二 組合は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。(以下「出資組合」という。)の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

出資一口の金額は、均一でなければならぬ。

前項の規定により出資をさせる組合(以下「出資組合」という。)の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

出資組合の組合員の責任は、第十八条の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。(持分の譲渡)

第十六条の三 出資組合の組合員は、出資組合の承認を受けなければ、その持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならぬ。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときも、加入の例によらなければならぬ。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

二 死亡又は解散
三 除名

2 除名は、次の各号の一に該当する組合員につけ、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の会日の一週間前までに、当該組合員に対してその旨を通知する。

3 持分の二以上でなければ設立することができない。

4 組合員は、持分を共有することができない。

5 (非出資組合の組合員の責任)

6 非出資組合の組合員の責任は、第十八条の規定による経費の負担に限る。

7 (議決権及び選挙権)

8 組合員は、各々一個の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員でなければならぬ。

2 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

3 組合員は、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払いもどしを請求することができない。(脱退者の持分の払いもどし)

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける当該出資組合の財産によつて定める。ときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払いもどしを請求することができない。

3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないとときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

2 前項第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

3 (払いもどしの停止)

4 (過怠金)

5 組合は、定款の定めるところにより、

6 使用料及び手数料を徴収することができる。

7 (持分の譲渡)

2 組合は、その組合員の総数がその地区において当該業種に属する営業を営む者の総数の三分の二以上でなければ設立することができない。

3 (創立総会)

2 前項の公告は、会日の二週間前までにしなければならない。

3 発起人は、定款を作成し、創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に對し設立の同意を申し出た者の半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第一項の規定による公告をすることを要しない。

7 創立総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

8 創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消の訴えについては会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百三十条第八百三十二条第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く。)を準用する。

9 (設立の認可)

10 (設立の認可)

11 (設立の認可)

12 (設立の認可)

13 (設立の認可)

14 (設立の認可)

15 (設立の認可)

16 (設立の認可)

17 (設立の認可)

18 (設立の認可)

19 (設立の認可)

20 (設立の認可)

21 (設立の認可)

22 (設立の認可)

23 (設立の認可)

24 (設立の認可)

25 (設立の認可)

26 (設立の認可)

27 (設立の認可)

28 (設立の認可)

29 (設立の認可)

30 (設立の認可)

31 (設立の認可)

32 (設立の認可)

33 (設立の認可)

34 (設立の認可)

35 (設立の認可)

36 (設立の認可)

37 (設立の認可)

38 (設立の認可)

39 (設立の認可)

40 (設立の認可)

41 (設立の認可)

42 (設立の認可)

43 (設立の認可)

44 (設立の認可)

45 (設立の認可)

46 (設立の認可)

47 (設立の認可)

48 (設立の認可)

49 (設立の認可)

50 (設立の認可)

51 (設立の認可)

52 (設立の認可)

53 (設立の認可)

54 (設立の認可)

55 (設立の認可)

56 (設立の認可)

57 (設立の認可)

58 (設立の認可)

59 (設立の認可)

60 (設立の認可)

61 (設立の認可)

62 (設立の認可)

63 (設立の認可)

64 (設立の認可)

65 (設立の認可)

66 (設立の認可)

67 (設立の認可)

68 (設立の認可)

69 (設立の認可)

70 (設立の認可)

71 (設立の認可)

72 (設立の認可)

73 (設立の認可)

74 (設立の認可)

75 (設立の認可)

76 (設立の認可)

77 (設立の認可)

78 (設立の認可)

79 (設立の認可)

80 (設立の認可)

81 (設立の認可)

82 (設立の認可)

83 (設立の認可)

84 (設立の認可)

85 (設立の認可)

86 (設立の認可)

87 (設立の認可)

88 (設立の認可)

89 (設立の認可)

90 (設立の認可)

91 (設立の認可)

92 (設立の認可)

93 (設立の認可)

94 (設立の認可)

95 (設立の認可)

96 (設立の認可)

97 (設立の認可)

98 (設立の認可)

99 (設立の認可)

100 (設立の認可)

101 (設立の認可)

102 (設立の認可)

103 (設立の認可)

104 (設立の認可)

105 (設立の認可)

106 (設立の認可)

107 (設立の認可)

108 (設立の認可)

109 (設立の認可)

110 (設立の認可)

111 (設立の認可)

112 (設立の認可)

113 (設立の認可)

114 (設立の認可)

115 (設立の認可)

116 (設立の認可)

117 (設立の認可)

118 (設立の認可)

119 (設立の認可)

120 (設立の認可)

121 (設立の認可)

122 (設立の認可)

123 (設立の認可)

124 (設立の認可)

125 (設立の認可)

126 (設立の認可)

127 (設立の認可)

128 (設立の認可)

129 (設立の認可)

130 (設立の認可)

131 (設立の認可)

132 (設立の認可)

133 (設立の認可)

134 (設立の認可)

135 (設立の認可)

136 (設立の認可)

137 (設立の認可)

138 (設立の認可)

139 (設立の認可)

140 (設立の認可)

141 (設立の認可)

142 (設立の認可)

143 (設立の認可)

144 (設立の認可)

145 (設立の認可)

146 (設立の認可)

147 (設立の認可)

148 (設立の認可)

149 (設立の認可)

150 (設立の認可)

151 (設立の認可)

152 (設立の認可)

153 (設立の認可)

154 (設立の認可)

155 (設立の認可)

156 (設立の認可)

157 (設立の認可)

158 (設立の認可)

159 (設立の認可)

160 (設立の認可)

161 (設立の認可)

162 (設立の認可)

163 (設立の認可)

164 (設立の認可)

165 (設立の認可)

166 (設立の認可)

167 (設立の認可)

168 (設立の認可)

169 (設立の認可)

170 (設立の認可)

171 (設立の認可)

172 (設立の認可)

173 (設立の認可)

174 (設立の認可)

175 (設立の認可)

176 (設立の認可)

177 (設立の認可)

178 (設立の認可)

179 (設立の認可)

180 (設立の認可)

181 (設立の認可)

182 (設立の認可)

183 (設立の認可)

184 (設立の認可)

185 (設立の認可)

186 (設立の認可)

187 (設立の認可)

188 (設立の認可)

189 (設立の認可)

190 (設立の認可)

191 (設立の認可)

192 (

二 第二十二条第一項に規定する設立要件を備えていること。
三 設立の手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。
四 出資組合につては、事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。
五 (理事の事務引継)
第六条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならぬ。
(出資の第一回の払込み)
第七条 第二十五条の二 理事は、前条の規定により引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。
八 前項の第二回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。
九 前項の第三回の払込みの金額は、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立の後にすることを妨げない。
十 前項の第四回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。
十一 総会又は総代会に関する規定
十二 役員の定数及び選挙又は選任に関する規定
十三 業務の執行及び会計に関する規定
十四 事業年度
十五 公告の方法
十六 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時又は事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する与えられる出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。
十七 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。
十八 前項の認可については、第二十四条第二項の規定を準用する。
十九 組合は、第三項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
二十 (役員)
二十一 第二十九条 組合に、役員として理事及び監事を置く。
二十二 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。
二十三 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。
二十四 組合員の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。
二十五 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならない。
二十六 役員の選挙は、無記名投票によつて行う。投票は、一人につき一票とする。
二十七 第五節 管理
二十八 組合の定款には、少くとも次に掲げる事項(非出資組合につては、第七号、第九号及び第十号の事項を除く。)を記載しなければならない。
二十九 事業
三十 名称
三十一 地区
三十二 事務所の所在地
三十三 組合員たる資格に関する規定
三十四 組合員の加入及び脱退に関する規定
三十五 第二十二条第一項に規定する設立要件を備えていないこと。
三十六 設立の手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。
三十七 第二十五条の二 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならぬ。
三十八 (出資の第一回の払込み)
三十九 第二十五条の二 理事は、前条の規定により引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。
四十 前項の第二回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。
四十一 前項の第三回の払込みの金額は、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転をもつて第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立の後にすることを妨げない。
四十二 前項の第四回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。
四十三 総会又は総代会に関する規定
四十四 役員の定数及び選挙又は選任に関する規定
四十五 業務の執行及び会計に関する規定
四十六 事業年度
四十七 公告の方法
四十八 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の事由を定めたときはその時又は事由を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する与えられる出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産がある場合にはその財産、その価格及び譲渡人の氏名を記載しなければならない。
四十九 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。
五十 前項の認可については、第二十四条第二項の規定を準用する。
五十一 組合は、第三項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
五十二 (役員)
五十三 第二十九条 組合に、役員として理事及び監事を置く。
五十四 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。
五十五 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。
五十六 組合員の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。
五十七 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三箇月以内に補充しなければならない。
五十八 役員の選挙は、無記名投票によつて行う。投票は、一人につき一票とする。
五十九 第三十二条 監事は、当該組合の理事又は職員と兼ねてはならない。
六十 第三十三条 理事は、理事会の承認を受けた場合に一組合員の有することのできる出資口数の最高限度額及び損失の処理に関する規定
七十一 第三十四条 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責任を負担する。
七十二 第三十五条 組合がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に對する損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十六条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様である。
七十三 第三十六条 第二十九条の二 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合に第一項の行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
七十四 第三十七条 第二十九条の二 第二十九条の三 理事は、法令及び定款並びに總会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。
七十五 第三十八条 第三十一条の二 (忠実義務) お役員としての権利義務を有する。
七十六 第三十九条 第三十一条の三 理事は、法令及び定款並びに總会の決議に依り忠実にその職務を行わなければならない。
七十七 第四十一条 第三十二条の二 理事会の議事録に異議をとどめないものは、新たに選任された役員が就任するまで、な
七十八 第四十二条 第三十二条の二 (議事録) お役員としての権利義務を有する。
七十九 第四十三条 第三十二条の三 理事は、法令及び定款並びに總会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を行わなければならない。
八十 第四十四条 第三十二条の二 理事がその職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われる、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために出す費用
八十一 第四十五条 第三十二条の二 一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われる、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために出す費用
八十二 第四十六条 第三十二条の二 二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者的に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
八十三 第四十七条 第三十二条の二 一 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失
八十四 第四十八条 第三十二条の二 二 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金額を支払うことによ
八十五 第四十九条 第三十二条の二 一 組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

(組合員による総会招集)

第四十二条 前条第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が総会招集の手続をしないときは、厚生労働大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行う者がない場合において、組合員が組合員の五分の一以上の同意を得たときも同様である。

(総会招集の決定)

第四十二条の二 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

第四十三条 総会の招集は、会日の一週間前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

第四十四条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所)にあればよい。

第四十五条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の招集の手続)

第四十六条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

2 総会においては、第四十三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第四十七条 次の事項は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

1 定款の変更
2 適正化規程の設定、変更又は廃止

三 解散
四 組合員の除名

(延期又は続行の決議)

第四十七条の二 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第四十三条の規定は、適用しない。

第四十七条の三 総会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(会社法の準用)

第四十八条 総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについては、会社法第八百三十条、第八百三十一一条、第八百三十四条规定(第十六号及び第十七号に係る部分に限る)、

第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条並びに第八百四十六条の規定(これらの規定中監査役に係る部分を除く)を準用する。

(総代会)

第四十九条 組合員の総数が五百人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代は、組合員でなければならない。

第四十九条の二 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 総代には、第二十九条第三項本文、第六項、第七項及び第八項本文の規定を準用する。

3 総代には、第七項本文の規定を準用する。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定めたる事務所の所在地において、登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 総代は、組合員でなければならない。

第四十九条の三 総代の選挙又は選任の時ににおける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人を超える組合にあつては百人)を下つてはならない。

2 総代の選挙又は選任の時ににおける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人を超える組合にあつては百人)を下つてはならない。

第四十九条の四 総代の選挙又は選任の時ににおける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人を超える組合にあつては百人)を下つてはならない。

第四十九条の五 総代の選挙又は選任の時ににおける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人を超える組合にあつては百人)を下つてはならない。

第四十九条の六 総代の選挙又は選任の時ににおける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人を超える組合にあつては百人)を下つてはならない。

第四十九条の七 総代の選挙又は選任の時ににおける組合員の総数の十分の一(組合員の総数が千人を超える組合にあつては百人)を下つてはならない。

2 出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば、定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

第五節の二 移行
(出資組合への移行)

第六章 第四十九条の八 非出資組合であつて、第八条第六号、第七号又は第十号の事業を行なうとするものは、定款を変更して、出資組合に移行することができる。

1 理事は、前項の規定による出資組合への移行に関する定款の変更につき第二十八条第三項の認可があつたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

なはだしい支障を生ずると認めるときに限り、当該適正化規程の内容を参考して、厚生労働省令をもつて、当該営業について、料金若しくは販売価格又は営業方法の制限を定め、当該営業者のすべてに対し、これに従うべきことを命ぜることができる。この場合において、厚生労働大臣は、当該営業者がもつばら特定の事業所又は事務所の従業員の福利厚生を図るために施設であつて現に当該従業員以外の者の利用に供しているものに係る営業を営む者であり、かつ、当該施設に係る当該営業者の事業活動がこの条に定める事態の生じたことについて関係がないと認めるときは、それらの者に限り、料金若しくは販売価格又は営業方法の制限に関する命令の全部又は一部の適用を受けないものとすることができる。

二 組合員以外の者の事業活動により、当該営業の健全な経営を阻害していること。当該命令の全部又は一部の適用を受けないものとすることができる。

三 第一項の申出は、都道府県知事を経由してするものとする。この場合において、都道府県知事は、意見を附して厚生労働大臣に送付しなければならない。

四 前条第二項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

(營業停止命令)

第五十七条の二 厚生労働大臣は、営業者が前条第一項の規定による命令に違反したときは、二箇月以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第四章の二 都道府県生活衛生営業指導センター

(指定等)

第五十七条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の生活衛生関係営業(第二条第一項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。)の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする一般財團法人であつて、次条第一項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、

生活衛生営業指導センターへ以下「都道府県指導センター」といふ。)の区域の営業者に、前条第一項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県指導センターへ以下「都道府県指導センター」といふ。

導センター」という。)として指定することができる。

2 都道府県指導センターは、その名称中に生活衛生営業指導センターという文字を用いなければならぬ。

3 都道府県指導センターは、第一項の指定をしたときは、当該都道府県指導センターの名称及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 都道府県指導センターは、事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(事業)

第五十七条の四 都道府県指導センターは、当該都道府県の区域内における生活衛生関係営業について、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

一 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行うこと。

二 生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し営業者及び組合を指導すること。

三 第五十七条の十二に規定する標準営業約款に関する事業の登録を行うこと。

四 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらを開催のあつせんを行うこと。

五 生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

六 前各号の事業に附帯する事業

セントラルの財産の状況又はその事業の運営に改善が必要であると認めるときは、都道府県指導センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ぜることができる。

(指定の取消し)

第五十七条の八 都道府県知事は、都道府県指導センターが前条の命令に違反したときは、第五十七条の三第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第四章の三 全国生活衛生営業指導センター

(役員の解任の勧告)

第五十七条の六 都道府県指導センターの役員が、法令の規定、法令の規定に基づく处分又は定款に違反したときは、都道府県知事は、都道府県指導センターに対し、その役員の解任を勧告することができる。

第五十七条の七 都道府県知事は、都道府県指導センターの財産の状況又はその事業の運営に改善が必要であると認めるときは、都道府県指導センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ぜることができる。

(改善命令)

第五十七条の八 都道府県知事は、都道府県指導センターが前条の命令に違反したときは、第五十七条の三第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第四章の四 標準営業約款

(標準営業約款の認可)

第五十七条の九 厚生労働大臣は、都道府県指導センター及び連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から生活衛生関係営業全般に關し営業者及び組合を指導すること。

第五十七条の十 全国指導センターは、全国生活衛生関係営業に関する情報を収集し、及び提供することができる。

第五十七条の十一 全国指導センターは、厚生労働大臣が指定する業種について、当該業種ごとに、利用者又は消費者の選択の利便を図るために、厚生労働大臣の認可を受けて、当該業種に係る営業方法又は取引条件に關しあおむね次の各号に掲げる事項を内容とする約款(以下「標準営業約款」という。)を定めることができる。

一 施設又は設備の表示の適正化に関する事項

二 厚生労働大臣は、前項の標準営業約款が次の各号に適合すると認めるときでなければ、これを認可してはならない。

三 損害賠償の実施の確保に関する事項

一 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に關する事項

二 利用者又は消費者の選択を容易にするものであること。

三 厚生労働大臣は、前項の標準営業約款が次の各号に適合すると認めるときでなければ、これを認可してはならない。

二 利用者又は消費者の需要の動向に反せず、その他これらの者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不當に差別的でないこと。

四 当該業種において適正な衛生措置を講ずることが阻害されるおそれがないこと。

五 当該業種の営業の健全な経営が阻害されるおそれがないこと。

六 都道府県指導センターの行う生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談若しくは指導又は苦情処理に係る業務を担当する者を養成すること。

八 前各号の事業に附帯する事業

(準用)

第五十七条の十一 第五十七条の三第三項から第五項まで、第五十七条の八までの規定は、全国指導センターに準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第五十七条の三第三項中「第一項」とあり、第五十七条の八中「第五十七条の三第一項」とあるのは「第五十七条の九第一項」と読み替えるものとする。

第四章の四 標準営業約款

(標準営業約款の認可)

第五十七条の十二 全国指導センターは、厚生労働大臣が指定する業種について、当該業種ごとに、利用者又は消費者の選択の利便を図るために、厚生労働大臣の認可を受けて、当該業種に係る営業方法又は取引条件に關しあおむね次の各号に掲げる事項を内容とする約款(以下「標準営業約款」という。)を定めることができる。

一 利用者又は消費者の選択を容易にするものであること。

二 厚生労働大臣は、前項の標準営業約款が次の各号に適合すると認めるときでなければ、これを認可してはならない。

三 厚生労働大臣は、前項の標準営業約款が次の各号に適合すると認めるときでなければ、これを認可してはならない。

二 利用者又は消費者の需要の動向に反せず、その他これらの者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不當に差別的でないこと。

四 当該業種において適正な衛生措置を講ずることが阻害されるおそれがないこと。

五 当該業種の営業の健全な経営が阻害されるおそれがないこと。

（標準営業約款に係る営業者の登録）

第五十七条の十三 都道府県指導センターは、当該都道府県の区域内において前条第一項の認可を受けた標準営業約款に係る業種に属する営業を當む者から当該標準営業約款に従つて営業を行おうとする旨の申出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その者について登録を行うことができる。

前項の登録を受けた者は、その営業を行う施設において、全国指導センターが定める様式の標識及び当該登録に係る標準営業約款の要旨を掲示するものとする。

全国指導センターは、前項の標識の様式を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公告するとともに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

第一項の登録を受けていない者は、第二項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

都道府県指導センターは、第一項の登録に係る業務を行つては、全国指導センターが厚生労働大臣の承認を得て定める基準に従わなければならぬ。

都道府県指導センターは、毎事業年度経過後三箇月以内に、第一項の登録に係る事業の実施の状況について全国指導センターに報告しなければならない。

第一項の登録の取消しその他登録に関し必要な事項及び第二項の標識に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（情報の提供）

第五十七条の十四 厚生労働大臣は、利用者又は消費者の選択の利便の増進に資するため、標準営業約款に関する情報を提供するよう努めるものとする。

（準用）

第五十七条の十五 第十一条及び第十二条の規定は、標準営業約款について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第九条第三項各号の一に該当するに至つた」とあるのは、「第五十七条の十二第二項各号に適合するものでなくなつた」と、第十一条第一項中「当該組合」とあり、同条第二項及び第十二条中「組合」とあるのは、「全国生活衛生営業指導センター」と、

第五十一条第一項中「同条第一項」とあり、同条第二項中「第九条第一項」とあるのは「第五十七条の十二第一項」と読み替えるものとする。

第五章 審議会等

第五十八条 都道府県は、第六十四条第一項の規定により厚生労働大臣の権限に属する事務の一部を都道府県知事が行うこととされたときは、当該事務に係るこの法律の施行に関する重要な事項を調査審議させるため、生活衛生関係営業の運営の適正化に関する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県生活衛生適正化審議会」という。）を置くものとする。

厚生労働大臣は、第九条第一項、第五十五条若しくは第五十七条の十二第一項の認可に関する处分、第九条第四項の基準の設定、第十一条第一項（第五十六条及び前条において準用する場合を含む）。若しくは第五十七条第一項の規定による命令、第十二条第一項若しくは第二項（これらを第五十六条及び前条において準用する場合を含む。）の規定による認可の取消し、第五十六条の二第一項の規定による振興指針の設定又は第五十六条の六第一項の規定による料金若しくは販売価格に係る勧告をしようとするときは、厚生科学審議会に諮問しなければならない。

前項の規定は、都道府県知事が第六十四条第一項の規定により行うこととされた前項に規定する処分をしようとする場合に準用する。この場合において、同項中「厚生科学審議会」とあらるのは、「都道府県生活衛生適正化審議会」と読み替えるものとする。

都道府県生活衛生適正化審議会は、関係各行政機関及び厚生科学審議会に、この法律の施行に関する事項について建議することができる。

第五十九条 前条に定めるもののほか、都道府県生活衛生適正化審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

第六章 雜則

（報告、検査等）

第六十条 厚生労働大臣（都道府県指導センターに係るものにあつては、都道府県知事）は、この法律（第五項を除く。）に規定する権限を実施するため必要な限度において、営業者、組合、小組合、連合会、都道府県指導センター若しくは全国指導センターから必要な報告を徵

し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

組合は、次の各号のいずれかの場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定める事項について調査するよう申し出ることができる。

組合協約の締結に関し第十四条の十一第一項又は第三項の規定により交渉しようとする場合

第五十六条の六第一項に規定する勧告又は第五十七条の命令について申出をしようとする場合

厚生労働大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、当該申出に係る事項について必要な調査を行い、その結果を当該組合に通知するものとする。

(利用者又は消費者の意見の具申)

第六十一条 利用者又は消費者は、何時でも、適正化規程、適正化基準、第五十六条の六第一項の規定による勧告、第五十七条第一項の規定による命令、標準営業約款その他この法律の施行に関する事項に関して、厚生労働大臣、都道府県知事、厚生科学審議会又は都道府県生活衛生適正化審議会に対し、意見を述べることができること。

(意見の聴取)

第六十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第五十二条の二（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）又は第五十七条の六（第五十七条の十一において準用する場合を含む。）の規定による役員の解任の勧告を行おうとするときは、当事者（当該解任に係る役員を含む。次項及び第三項において同じ。）又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の意見の聴取を行う場合には、同項に規定する勧告の原因と認められる事実又は違反行為並びに意

見の聴取の期日及び場所を、その期日の一週間前までに当事者に通知しなければならない。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、当事者がその代理人が、正当な理由がなく意見の聴取の期日に出頭しないときは、意見の聴取を行わないで第一項に規定する勧告をすることができる。

(聴聞等の方法の特例)

第六十二条の二 第五十二条の三（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十七条の二又は第五十七条の八（第五十七条の十一において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の一週間前まではしなければならない。

第五十二条の三又は第五十七条の八の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(助成等)

第六十三条 国は、都道府県が、都道府県指導センターの行う事業に要する経費について補助する場合には、当該都道府県に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該補助に要する経費の一部を補助することができらる。

2 国は、全国指導センターに対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その行う事業に要する経費の一部を補助することができる。

第六十三条の二 国及び地方公共団体は、営業者の組織の自主的活動の促進を通じて生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者は消費者の利益の擁護に資するため、組合、小組合及び連合会に対し必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならない。（都道府県が処理する事務）

第六十四条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が第五十六条の六第一項の規定による勧告をする場合において

う。)第八条第一項第六号若しくは第七号に掲げる事業若しくは改正前の法第八条第二項に規定する事業を行なつてゐる環境衛生同業組合又は改正前の法第五十四条第一項第四号に掲げる事業若しくは改正前の法第五十四条第二項に規定する事業を行なつてゐる環境衛生同業組合又は改正前の法第八条第二項及び第十四条の二から第十四条の八まで(これらを第五十六条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から起算して六箇月間は、なお当該事業を行なうことができること。

前項に規定する環境衛生同業組合又は環境衛生同業組合連合会のうち改正前の法第八条第二項又は第五十四条第二項の規定により共済に関する事業を行なつてゐるもの、前項の期間内に改正後の法第四十九条の八(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定により出資組合に移行した場合には、この法律の施行前になされた当該事業に係る認可は、改正後の法第十四条の二(第五十六条において準用する場合を含む。)の規定によりなされた認可とみなす。

附 則 (昭和三七年九月二九日法律第一六二号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三九年六月三〇日法律第一二二号)

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六箇月を行なう。

附 則 (昭和四〇年三月三一日法律第三六二号)

(施行期日)

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

第五十五条 附則第一条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和四五年六月一日法律第一一五号)

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年一〇月一五日法律第一一五号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四九年四月一日法律第二三
号）抄
この法律は、公布の日から起算して六月をこ
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年四月二日法律第二三号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五四年四月一一日法律第一九号）抄

（施行期日）

この法律による改正前の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第六十一条の役員の解任の勧告、旧法第六十二条の解散命令又は旧法第六十二条の二の営業停止命令の原因と認められる事実又は違反行為がこの法律の施行前にあつた場合における当該役員の解任の勧告、解散命令又は営業停止命令については、なお従前の例による。

3 前項に規定する場合を除き、この法律の施行前に旧法の規定によりなされた勧告、認可その他の処分又は申請、申出その他の手続は、それぞれこの法律による改正後の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の相当規定に基づいてなされた勧告、处分又は手続とみなす。

4 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により従前の例によることとされる解散命令又は営業停止命令に係るこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（都道府県中小企業団体中央会の会員たる資格）

5 環境衛生同業組合及び環境衛生同業小組会とは、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八百八十一号）第七十六条第一項に規定する都道府県中小企業団体中央会の会員たる資格を有する者とする。

附 則（昭和五六年六月九日法律第七五号）抄

（施行期日）

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成五年一月一二日法律第八十九号）抄

(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会の他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続きその他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関する手続は、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前と同様の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの除外)又はこれららのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年一月一日法律第十五号抄)(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第六条の規定の施行の際に同条の規定による改正前の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十七条の十三第二項の規定による承認を得ている者又はその申請を行つてゐる者は、当該承認又は申請に係る標識の様式につき、第六条の規定による改正後の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律第五十七条の十三第三項の規定による届出を行つたものとみなす。(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる手続(経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は政令で定める。

附 則 (平成九年六月六日法律第七十一号抄)(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十一号)の施行の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
（第一条）この法律は、公布の日から起算して一日を経過した日から施行する。

（附則）
（平成一一年六月一三日法律第九十号）抄
（施行期日）
（第一条）この法律は、公布の日から起算して一日を経過した日から施行する。
（罰則にに関する経過措置）
（第五条）この法律の施行前にした行為及び附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にして行行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附則）
（平成一一年七月一六日法律第九十一号）抄
（施行期日）
（第一条）この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に二条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十五条の九第一項に係る部分に限らず、両議院の同意を得ることに係る部分に限らず、）に限る）、第四十条中自然公園法附則第二条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第十七条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条の第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条等五百七十五条第四項から第六項まで、第一百六十三条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定（国等の事務）

前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六百六十一条において「國等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対する報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前にされたた国等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

（手数料に関する経過措置）

第一百六十三条 施行日前においてこの法律による行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十四条 この附則に規定するもののはか、改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

（検討）

第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにして、ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行つものとする。

第二百六十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則（平成二年四月七日法律第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次条並びに附則第四条、第五条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十一条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二年一月二七日法律第一二六号）抄

（施行期日）

第二条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三年六月二九日法律第八〇号）

（施行期日）

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附 則（平成三年一月二八日法律第一二九号）抄

（施行期日）

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号) 抄

(施行期日) 附 則 (平成一五年五月三〇日法律第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条 (次号に掲げる改正規定を除く。) 第六条 (次号に掲げる改正規定を除く。) 第八条 (次号に掲げる改正規定を除く。) 及び第十条並びに附則第二条から第五条まで、第八条、第十六条から第十八条まで、第二十一条から第二十六条まで、第三十一条、第三十三条及び第三十五条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一六日法律第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

法

附 則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号)。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項

項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一六年一二月三日法律第一五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。

(処分等の効力)

第一百二十二条 この法律の施行前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百二十三条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

附 則（平成一七年七月二六日法律第八
七号）抄 この法律は、会社法の施行の日から施行す
る。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇
号）抄 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の
日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三一日法律第九
号）抄 第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施
行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の
一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三
号）の公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月三〇日法律第二
号）抄 第二条 この法律は、平成二十年四月一日から施
行する。（生活衛生関係営業の適正化及び振興に
関する法律の一部改正に伴う経過措置）

附 則（平成二〇年四月三〇日法律第二
号）抄 第二十六条 施行日前に前条の規定による改正前
の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に
関する法律第四十九条の八第一項の規定により移
行が行われた場合の事業年度については、な
お従前の例による。

（施行期日）

附 則（平成二〇年四月三〇日法律第二
号）抄 第二十七条 この法律は、平成二十年四月一日から施
行する。（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に
関する法律の一部改正に伴う経過措置）

附 則（平成二〇年四月三〇日法律第二
号）抄 第一百九条 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定にあっては、当該規定。以下この条において
同じ。）の施行前に前条の規定による改正前の
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関
する法律第四十九条の八第一項の規定により移
行が行われた場合の事業年度については、な
お従前の例による。

（罰則に關する経過措置）

附 則（平成二〇年四月三〇日法律第二
号）抄 第一百九十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定にあっては、当該規定。以下この条において
同じ。）の施行前に前条の規定による改正前の
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関
する法律第四十九条の八第一項の規定により移
行が行われた場合の事業年度については、な
お従前の例による。

		(この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合における経過措置)
第二百十九条の二	この法律の公布の日が平成二十一年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関する必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む)その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。	
附 則 (平成二十三年五月二十五日法律第五三号) 抄	この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。	
附 則 (平成二十三年六月二十四日法律第七四号) 抄	この法律は、公布の日から起算して二十二日を経過した日から施行する。	
附 則 (平成二十六年六月二七日法律第九一号) 抄	この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。	
附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)	この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三十三条の二、第三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。	
附 則 (平成三十一年六月一三日法律第四六号) 抄	この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一・二 略	
三	第二条の規定、第三条中と畜場法第二十条の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十七条第一項第四号、第三十九条第二項及び第四十条の改正規定並びに附則第八条、第十五条から第二十一条まで及び第二十四条の規定(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日	

(施行期日) **抄** (平成三十一年三月二九日法律第六号)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第一百五十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第一百六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則（令和元年一二月一一日法律第七一号）抄
この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。